

## 大泉町高齢者補聴器購入費補助事業の実施について

大泉町高齢者補聴器購入費補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

### 1 交付目的

聴力の低下により日常生活を営むのに支障がある在宅の高齢者に対して、補聴器の購入に要する費用の一部を補助することで、コミュニケーションの手段を確保するとともに、閉じこもりの防止を図り、積極的な社会参加を促すことを目的とします。

### 2 内容

補助対象者	<p>申請をする日において、次のいずれにも該当する者としてします。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 本町の住民基本台帳に記録されている、在宅の65歳以上の者</li><li>2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具費（補聴器に係るものに限ります。）の支給を受けることができない者</li><li>3 両耳の聴力レベルが50デシベル以上又は一耳の聴力レベルが30デシベル以上かつ他耳の聴力レベルが70デシベル以上の者</li><li>4 聴力の低下により日常生活を営むのに支障があり、補聴器の使用が必要であると一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が認定した耳鼻咽喉科専門医（以下「専門医」といいます。）が判断した者</li><li>5 町税及び介護保険料の滞納がない者</li><li>6 その他町長が特に必要と認める者</li></ol>
補助対象経費	新たに補聴器を購入する場合又はこの要項による補助金の交付の決定を受けた日から5年を経過した補聴器を買換える場合における、当該補聴器の購入又は買換えに要する

	<p>費用（当該補聴器本体に係る部分に限ります。以下同じ。）とします。</p> <p>※ 町が指定した補聴器専門店が販売する補聴器に対し、補助を行います。</p>
交付金額	<p>補聴器の購入費用に2分の1を乗じて得た額とし、補助金の上限は、補助対象者に係る市町村民税の課税状況に応じて次のとおりとします。</p> <p>1 市町村民税非課税者の場合</p> <p>(1) 片耳装用の補聴器 30,000円</p> <p>(2) 両耳装用の補聴器 50,000円</p> <p>2 市町村民税課税者の場合</p> <p>(1) 片耳装用の補聴器 20,000円</p> <p>(2) 両耳装用の補聴器 30,000円</p> <p>※ 箱型（ポケット型）の補聴器に係る補助金の上限は、市町村民税非課税者の場合は30,000円、市町村民税課税者の場合は20,000円とします。</p> <p>※ 交付金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とします。</p>

### 3 交付手続

交付申請の方法	<p>補助金の交付を受けようとする者は、補聴器の購入又は買換えを行う前に、大泉町高齢者補聴器購入費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて申請してください。</p> <p>1 専門医が作成した大泉町高齢者補聴器購入費補助金交付意見書（様式第2号）</p> <p>2 購入又は買換えを予定する補聴器の見積書</p> <p>3 3か月以内のオーディオグラム（純音聴力検査表）</p> <p>4 町税等調査閲覧同意書</p> <p>5 その他町長が必要と認める書類</p>
交付決定の時期等	<p>提出された申請書類の審査を行い、適当であると認めるときは、大泉町高齢者補聴器購入費補助金交付決定通知書</p>

	(様式第3号。以下「決定通知」といいます。)により通知し、適当でないと認めるときは、大泉町高齢者補聴器購入費補助金交付申請却下通知書(様式第4号)により通知します。
補助金の請求	決定通知に記載された補聴器の販売事業者から補聴器の購入又は買換えを行った後、速やかに大泉町高齢者補聴器購入費補助金交付請求書(様式第5号)に領収書を添えて提出してください。
補助金の交付時期等	提出された書類の審査を行い、適当であると認めるときは、補助金を交付します。
補助金の返還	偽りやその他不正な手段により補助金の交付を受けた者は、交付した補助金の全部又は一部を返還しなければなりません。

#### 4 各種様式

申請書等の様式	<p>次の様式を使用してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 大泉町高齢者補聴器購入費補助金交付申請書(様式第1号)</li> <li>2 大泉町高齢者補聴器購入費補助金交付意見書(様式第2号)</li> <li>3 大泉町高齢者補聴器購入費補助金交付請求書(様式第5号)</li> </ol> <p>※ 参考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 大泉町高齢者補聴器購入費補助金交付決定通知書(様式第3号)</li> <li>2 大泉町高齢者補聴器購入費補助金交付申請却下通知書(様式第4号)</li> </ol>
---------	--

#### 5 事業期間

期 間	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
-----	-----------------------

#### 6 担当部署

大泉町高齢介護課	電話 0276(62)2121
----------	-----------------